横浜市資事指令第5037号令和7年10月14日

許可番号

第05620004313号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1

氏 名 J&T環境 株式会社 代表取締役 長谷場 洋之

様

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条 第 6 項 の許可を受けた者であることを証する。

横浜市長山中竹春

許 可 の 年 月 日 許 可 の 有 効 年 月 日 令和 7 年 4 月 1 日 令和14年 3 月31日



1. 事業の範囲

中間処理

- (1) 焼却:燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん以上13 種類
- (2) 中和:汚泥(水銀含有ばいじん等を含む)、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む) 以上3種類
- (3) 破砕: 汚泥(処分する容器の内容物、廃アルカリ乾電池、廃マンガン乾電池に限る)、廃酸(処分する容器の内容物に限る)、廃アルカリ(処分する容器の内容物に限る)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)、がれき類 以上11種類
- (4) 還元: 汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む) 以上3種類
- (5) 不溶化: 汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む) 以上3種類
- (6) 切断: 廃プラスチック類、金属くず 以上2種類
- (7) 混練・不溶化: 汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃プラスチック類 (廃蛍光灯、水銀が付着した廃電球、廃液晶テレビバックライトに限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む)、金属くず (廃蛍光灯、水銀が付着した廃電球、廃液晶テレビバックライトに限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光灯、水銀が付着した廃電球、廃液晶テレビバックライトに限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む) 以上4種類
- (8) 脱水:汚泥(水銀含有ばいじん等を含む) 以上1種類 (上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く)
- 2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地

横浜市鶴見区弁天町3番地1 ケミカル工場

処理施設の概要

(1) 中和施設 4基

ア 中和 1 施設 (696.0 m²/日) 設置年月日:平成8年12月9日 許可年月日:平成27年10月27日 許可

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

Webダウンロード版

番号:10101号

- イ 中和3施設 (348.0 m³/日) 設置年月日:平成24年8月20日 許可年月日:平成27年10月27日 許可番号:10328号
- ウ 中和5施設(還元施設と同一)(87.3 m³/日) 設置年月日:平成27年11月4日 許可年月日:平成27 年10月27日 許可番号:10350号
- エ 中和6施設 (不溶化1施設と同一) (145.2㎡/日) 設置年月日:平成27年11月4日 許可年月日: 平成27年10月27日 許可番号: 10351号

産業廃棄物の種類:汚泥(水銀含有ばいじん等を含む)、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む) 以上3種類

- (2) 中和施設 3基
 - ア 中和 2 施設 (190.0 m³/日) 設置年月日:平成8年12月9日 許可年月日:平成27年10月27日 許可番号:10104号
 - イ 中和4施設 (223.0㎡/日) 設置年月日:平成24年8月20日 許可年月日:平成24年8月2日 許可番号:10329号
 - ウ 中和7施設 (72.0㎡/日) 設置年月日:平成27年11月4日 許可年月日:平成27年10月27日 許可番号:10349号

産業廃棄物の種類:汚泥、廃酸、廃アルカリ 以上3種類

(3) 還元施設(中和5施設と同一) 1基(87.3㎡/日)

設置年月日: 平成9年1月28日

産業廃棄物の種類:汚泥(水銀含有ばいじん等を含む)、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む) 以上3種類

(4) 不溶化1施設(中和6施設と同一) 1基(145.2m²/日)

設置年月日:平成9年1月28日

産業廃棄物の種類:汚泥(水銀含有ばいじん等を含む)、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む) 以上3種類

(5) 不溶化2施設(混練・不溶化施設と同一) 1基(16.0m³/日)

設置年月日:平成9年1月28日

産業廃棄物の種類:汚泥(水銀含有ばいじん等を含む) 以上1種類

(6) 破砕1施設 1基(46.7t/日)

設置年月日: 令和4年7月4日

産業廃棄物の種類: 汚泥(処分する容器の内容物に限る)、廃酸(処分する容器の内容物に限る)、廃アルカリ(処分する容器の内容物に限る)、廃プラスチック類、金属ぐず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上6種類

(7) 混練・不溶化施設(不溶化2施設と同一) 1基(10.4t/日)

設置年月日:平成24年6月14日

産業廃棄物の種類:汚泥(水銀含有ばいじん等を含む)、廃プラスチック類(廃蛍光灯、水銀が付着した 廃電球、廃液晶テレビバックライトに限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む)、金属 くず(廃蛍光灯、水銀が付着した廃電球、廃液晶テレビバックライトに限る。水銀 使用製品産業廃棄物を含む)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍 光灯、水銀が付着した廃電球、廃液晶テレビバックライトに限る。水銀使用製品産 業廃棄物を含む) 以上4種類

- (8) 脱水施設 4基
 - ア 脱水 1 施設 (461.52㎡/日) 設置年月日:平成8年12月9日 許可年月日:平成27年10月27日 許可番号:10102号
 - イ 脱水 2 施設 (461.52 m³/日) 設置年月日:平成8年12月9日 許可年月日:平成27年10月27日 許可番号:10103号
 - ウ 脱水 3 施設 (420.96m³/日) 設置年月日: 平成8年12月9日 許可年月日: 平成27年10月27日 許

Webダウンロード版

可番号:10105号

工 脱水 4 施設 (380.4 m²/日) 設置年月日:平成8年12月9日 許可年月日:平成27年10月27日 許可番号:10106号

産業廃棄物の種類:汚泥(水銀含有ばいじん等を含む) 以上1種類

(9) 脱水 5 施設 1 基 (192.0 m²/日) 設置年月日:平成21年7月21日 許可年月日:平成27年10月27日 許可番号:10296号

産業廃棄物の種類:汚泥 以上1種類

(10) 破砕11施設 1基(5.76t/日)

設置年月日: 平成26年10月21日

産業廃棄物の種類:金属くず(廃液晶テレビバックライトに限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃液晶テレビバックライトに限る。 水銀使用製品産業廃棄物を含む) 以上2種類

(11) 破砕 3 施設 1基(15.2t/日)

設置年月日: 平成28年4月15日

産業廃棄物の種類: 汚泥 (廃アルカリ乾電池、廃マンガン乾電池に限る)、金属くず (廃アルカリ乾電池、 廃マンガン乾電池に限る) 以上2種類

(12) 切断 1 施設 1 基 (48.96t/日)

設置年月日:平成29年7月7日

産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類 (廃バッテリーに限る)、金属くず (廃バッテリーに限る) 以上 2種類

(13) 切断 2 施設 1基 (7.68t/日)

設置年月日:令和2年8月4日

産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類(廃バッテリーに限る)、金属くず(廃バッテリーに限る) 以上 2種類

事業の用に供する施設の所在地

横浜市鶴見区末広町二丁目1番5外 横浜エコクリーン

処理施設の概要

(1) 焼却施設 1基(219.9t/日)

設置年月日:平成23年3月29日 許可年月日:平成22年5月19日 許可番号:10309号 産業廃棄物の種類:燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器く ず、ばいじん 以上13種類

(2) 破砕8施設 1基(172.8t/日)

設置年月日: 平成23年3月29日 許可年月日: 平成22年5月19日 許可番号: 10310号 産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・ コンクリートくず及び陶磁器くず 以上7種類

事業の用に供する施設の所在地

横浜市金沢区福浦一丁目14番5 金沢リサイクル工場 処理施設の概要

(1) 破砕14施設 1基(10.18t/日)

設置年月日:平成28年3月31日 許可年月日:平成29年12月1日 許可番号:10370号 産業廃棄物の種類:廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及 び陶磁器くず、がれき類 以上6種類

(2) 切断 5 施設 1 基 (5.94t/日) 設置年月日: 平成29年6月29日



Webダウンロード版

3. 許可の条件

- (1) 横浜市鶴見区弁天町3番地1 (ケミカル工場) における許可の条件は次のとおりとする。
 - ア 中間処理(中和)に伴う産業廃棄物の保管上限は、特別管理産業廃棄物と合わせ、818.0㎡とする。
 - イ 中間処理 (還元) に伴う産業廃棄物の保管上限は、特別管理産業廃棄物と合わせ、20.0m²とする。
 - ウ 中間処理(不溶化1)に伴う産業廃棄物の保管上限は、特別管理産業廃棄物と合わせ、80.0㎡とする。
 - エ 中間処理(不溶化2)に伴う産業廃棄物の保管上限は28.8㎡とする。
 - オ 中間処理(破砕1)に伴う産業廃棄物の保管上限は213.0m³とする。
 - カ 中間処理(混練・不溶化、破砕11)に伴う産業廃棄物の保管上限は180.8㎡とする。
 - キ 中間処理後の汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む) の保管上限は202.2㎡とする。
 - ク 中間処理(破砕3)に伴う産業廃棄物の保管上限は67.6m³とする。
 - ケ 中間処理(切断1、切断2)に伴う産業廃棄物の保管上限は95.0㎡とする。
 - コ 横浜市鶴見区末広町二丁目1番1において、中間処理(切断1、切断2)する前の廃バッテリーの保 管上限は200.6㎡とする。
 - サ 横浜市鶴見区末広町二丁目1番1において、中間処理(不溶化2)する前の汚泥(水銀含有ばいじん等を含む)の保管上限は36.0㎡とする。
 - シ 横浜市鶴見区末広町二丁目1番1において、中間処理(破砕1)する前の容器入り廃飲料の保管上限は105.6㎡とする。
 - ス 横浜市鶴見区末広町二丁目1番1において、中間処理(破砕3)した後の廃アルカリ乾電池及び廃マンガン乾電池の保管上限は113.4㎡とする。
- (2) 横浜市鶴見区末広町二丁目1番5外(横浜エコクリーン)において、中間処理(焼却、破砕8)に伴う 産業廃棄物の保管上限は2,579.28㎡とする。
- (3) 横浜市金沢区福浦一丁目14番5 (金沢リサイクル工場)において、中間処理(破砕14、切断5)に 伴う産業廃棄物の保管上限は243.76㎡とする。
- 4. 許可の更新又は変更の状況

平成 8 年 4 月 1 日 新規許可 令和 7 年 4 月 1 日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無